

地域ケア会議開催状況 まとめ

地域ケア会議 回数

平成24年4月～12月

	区	北	中野	矢田
個別事例会議	18	10	12	10
地域課題会議	1	1	6	1

地域包括支援センター ケア会議開催状況のまとめ

平成24年4月～12月

包括	ケア会議開催 状況・傾向	参加者状況 傾向	現状の課題 今後の改善策
区	・虐待ケースで家族全体の支援が必要なケース、認知症や精神疾患により権利擁護を必要としているケースが多くあった。また、複合的な問題を抱え長期に渡り支援が必要なケースが複数あった。	虐待ケースで専門職に本人・家族を交えての会議が多く、地域関係者は実際に関わっている関係者に限定した会議が多かった。地域支援を視野に入れるよう地域関係者の参加機会を増やしていくことが必要である。	支援が必要な早い段階で地域関係者を含めた多職種での関わりができるような体制作りが必要である。地域ケア会議の意義を周知し相談ルートを拡大していく。
北	・延べ10回開催した。いくつかの問題を抱えている人の場合複数回開催した。 ・本人の問題(認知症、疾病等)社会的な問題(貧困、独居キーパーソン不在)が複合している。 ・北包括の周知を兼ねた 情報共有のための会議が中心。	・ケアマネからの相談が、多かったのでケアマネやサービス事業所さんには、ほとんどのケースで参加いただいた。 ・医療関係者、地域住民の方、家族の参加は少なかった。 ・行政の参加も少なかった。	・独居、認知症、生活保護の方家族の支援が望めない高齢者が増えてきているので、課題の多い高齢者の早期発見のためには、地域住民、行政、民生委員、包括の連携がますます必要になってきている。
中野	①約7割が認知症や精神疾患があり、同居の家族にも高齢化・精神障害などの課題があった。②6割が独居で生活保護を受給しながらも経済的課題があった。	個々のケース支援に必要と判断した人を選定し、参加をしていただいた結果、地域・行政が突出した。その他としても警察・SV・高専質・管理人など幅広く参加いただいた。	①個別の課題は地域の課題と捉え、他職種が連携・協働して地域力を高めるための「小地域ケア会議」を継続して開催する。 ②早期発見・対応のために継続して、地域包括の周知を図る。
矢田	認知症があり、かつ複合的な問題を抱え、すでに居宅では支援が難しい状況になって初めて相談として上がっている。7/9ケースが生活保護であるが、相談の入口は区の担当課ではなく、CMが多い。	虐待等の権利擁護の必要性があるケースが多いため、守秘義務の問題から参加者が少人数に限られた。生活保護の担当者には参加してもらっているが、機関の連携体制の構築には繋がっていない。	ケースを早期に発見するため、①相談窓口である地域包括支援センター・ランチの周知活動②地域ケア会議の役割を関係機関に向けて周知し、連携体制を構築するための取り組みが必要である。

地域ケア会議(地域課題会議開催状況)

包括名	区 包括	北 包括	中野 包括	矢田 包括
会議名	平成24年度上半期 東 住吉地域包括支援セン ター圏地域ケア会議	今林地域ケア会議	地域コア会議	小地域ケア会議
回数	1回	1回	5回	1回
対象	ネットワーク推進員・区 役所(高齢福祉担当 者)・保健師・区社会福 祉協議会地域活動担 当・プランナー職員	今林友愛会役員・地域 住民	①湯里・南百済・鷹合・ 東田辺の4地域の ・地域振興町会長 ・女性部長 ・民生委員長 ・ネットワーク推進員 ②区社協 ③区保健福祉課	①地域住民 ②行政 ③専門職
内容	上半期に開催した個別 ケースの課題解決のた めの地域ケア会議の報 告・課題の抽出、事例検 討、今後の地域での活 動についての話し合 (スーパーパーバイザーによ るスーパーパーバイズを受け て行う)	今林地域は育和連合の 中でも幹線道路があっ て、昔から連合の行事 等にも参加する人がすく ないため地域から孤立 している。今後北包括 が、2ヶ月に一度ぐらい 友愛会の協力で、今林 会館で講演会や体操教 室等開催し地域の問題 を解決していけるよう にする。	①23年度中野地域包 括事業実績の報告 ②各地域で実施した「小 地域ケア会議」の報告と そこから見えた中野圏 域(4つ地域)の課題共 有 ③24年度の協働取り組 みに向けた討議 ④24年度小地域ケア会 議開催内容検討 ⑤総合相談の内容の共 有	①地域包括ケアに向け た小地域ケア会議の意 義と統計や相談内容の 説明 ②警察・消防から管内の 状況説明と情報提供 ③地域の気づきが早期 解決につながったケー スの紹介 ④グループワーク ⑤アンケート
参加者 総数	14人	16人	47人	56人
				25人

「地域ケア会議から見えてきた課題」について

各区地域包括支援センター運営協議会からの報告集約【16区】

1. 認知症高齢者支援の課題

- 地域ケア会議を開催する必要がある支援困難ケースの半数以上が、認知症状を有する高齢者である
- 認知症ケースは支援困難な状態になって初めて相談があがってくる場合が多いことと、周辺症状を呈する場合は近隣とのトラブルになっていることが多い

2. 独居高齢者支援の課題

- 地域ケア会議を開催する必要がある支援困難ケースの約半数が、一人暮らしの高齢者である
- 支援困難となっている独居高齢者は、地域とのつながりを望まない。また、家族がいる場合でも疎遠になっている傾向がある

3. 高齢者虐待ケース支援の課題

- 高齢者虐待ケースの多くは、認知症状を有している
- 虐待者自身に何らかの疾病や障がいを抱えていることが多く、虐待者が子どもの場合は同時に経済的に自立できていないことが多くみられる
- 虐待者自身への支援をする担当者がいない課題がある

4. 複合課題ケース支援の課題

- 地域ケア会議を開催する必要がある支援困難ケースの多くに家族に何らかの疾病か障がいがある
- 支援を拒否するケース（セルフネグレクト）は、信頼関係づくりや地域での見守り支援が必要であり長期の関わりとなるが、地域で孤立していることが多い
- 金銭管理ができない高齢者支援では、あんしんさぽーと等利用できる制度に限りがあるため、支援者が金銭管理をせざるをえない場合がある。

5. その他

- 市内南部では、生活保護受給者に支援困難事例が多いこととアルコールの課題があがっている
- 介護保険サービス事業者からの相談が多く、地域からの相談が少ない
- 多職種協働の課題・・・医療分野との協働
- 行政との連携課題・・・生活保護ケースワーカーや保健師との連携

今後に向けて・・・

見えてきた課題に対して、「区レベルでの取組むべき課題」と「市レベルでの取組むべき課題」を整理し、それぞれ関係機関の代表者による検討が必要である。

「市レベルでの取組むべき課題」としては、

- ①認知症や独居高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケア推進のための具体的方針
 - ②成年後見制度や金銭管理が必要な高齢者支援の更なる充実
 - ③医療分野を中心とした多職種協働で支援する取組み
 - ④高齢者支援において行政の役割の明確化
- などがあげられると考える。

平成24年度各区地域包括支援センター運営協議会
包括のネットワーク構築に向けての取り組み報告会等

区	開催	報告対象者等	主な意見・要望等
中央区	11月6日	区運営協議会 にて報告 対象者 区運営協議会 委員	【中央区地域包括支援センターにおけるネットワークの構築について】 意見なし
住吉区	3月28日	区運営協議会 にて報告 対象者 区運営協議会 委員+虐待防 止連絡会委員 (専門部会)	【ネットワークの構築実践報告】 意見なし
東住吉区	11月26日	区運営協議会 にて報告 対象者 区運営協議会 委員+東住吉 区内特別養護 老人ホーム	【高齢者施設との連携の在り方について(討論)】 高齢者支援施設との連携について ・相互に相談できる関係を構築していくために、定期的な情報交換や交流会等を開催して いきたい。また、区内介護保険関係者連絡会等に施設相談員の方々も参加していただき たい。 →高齢者施設側においても情報交換の場を希望、今後調整役を決めて検討。 高齢者虐待について ・区と包括が虐待通報窓口であり、相談・通報等の協力と、緊急ショートステイの受け入れ について協力とその際の最低必要情報や対応等への要望確認。 ※あまり同じような会議が多いのはどうかと思う。
平野区	3月21日	区運営協議会 にて報告 対象者 区運営協議会 委員	【地域支援計画について】 ・計画の内容が、新規の取り組みなのか、継続のものなのかが判別できるよう記載してほしい。 様式の検討必要。 ・区民に周知してほしい。広報紙の掲載等検討してほしい。包括の活動の周知につながりが必 要。 ・医療との連携が地域支援計画に盛り込まれていない。是非盛り込んで欲しい。医師会として協 力できる。介護サービス事業者との連携も包括から広げる形でネットワークを構築して欲しい。 ・計画の内容について、地区診断、抽出した課題が地域支援計画に反映しているところとそうで ないところがある。また計画内容に具体性があることが大切。課題抽出については、分析方法 に工夫が必要。

地域ケア会議の開催を「地域包括支援センター設置運営通知」の中に位置づけた背景
「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正 一平成 25 年 3 月 29 日一

国：地域包括ケアシステムの推進・実現

高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制

地域包括ケアシステムの実現（※1・2を同時に推進）

- 1 高齢者個人に対する支援の充実 2 1を支える社会基盤の整備

上記を推進するひとつの手法として「地域ケア会議」が位置づけられた

地域ケア会議の機能

- ① 多職種が協働して個別事例の支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める〔個別課題解決機能〕
- ② ①を通じた高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する〔ネットワーク構築機能〕
- ③ 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする〔地域課題発見機能〕
- ④ インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域に必要な資源を開発する〔地域づくり・資源開発機能〕
- ⑤ 地域に必要な取組みを明らかにし、政策を立案・提言していく〔政策形成機能〕

【大阪市における地域ケア会議の取組み】

- 平成 22 年度に「地域包括支援センター事業実施基準」策定し、評価指標のひとつに「ネットワークの構築」を設定
 - ① 月 1～2 回（高齢者人口に応じ）地域ケア会議を開催
 - ② 専門機関団体（地区医師会・歯科医師会・薬剤師会）等との年 2 回以上の連携強化のための会議の開催
 - ③ 住民組織と（ネットワーク委員会・民生委員会）等との年 2 回以上の連携強化のための会議の開催
- 平成 24 年度に「応用評価基準」を設定し、主にネットワーク構築に関する活動を詳細に評価
 - ① 個別ケース検討の地域ケア会議
 - ② 事例検証のための地域ケア会議
 - ③ 地域ケア会議から見てきた課題のまとめ

【改正後全文】

老計発第1018001号

老振発第1018001号

老老発第1018001号

平成18年10月18日

一部改正：平成25年3月29日

都道府県
各指定都市介護保険主管部（局）長殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長
振興課長
老人保健課長

地域包括支援センターの設置運営について（抜粋）

地域包括支援センターの設置運営については、これまでも各種会議などにおいてお示ししてきたところであるが、今般、地域包括支援センターの設置運営について、下記のとおり取りまとめたところであるので、御了知の上、管内各市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言に該当するものである。

記

1～3 省略

4 事業内容

(1) 包括的支援事業

センターは、1の目的に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、

- ① 介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第2号）
- ② 総合相談支援業務（法第115条の45第1項第3号）
- ③ 権利擁護業務（法第115条の45第1項第4号）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第1項第5号）

の4つの業務を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として、設置されるものである。これらの4つの業務の実施に当たっては、それぞれの業務の有する機能の連携が重要であることから、包括的支援事業の実施を委託する場合には、すべての業務（介護予防・日常生活支援総合事業（以下この通知において「総合事業」という。）を実施する場合は、二次予防事業対象者向けのケアマネジメント事業を含む。）を一括して委託しなければならない（法第115条の47第2項）。

ただし、センターが包括的支援事業の4つの業務に一体的に取り組むことを前提として、地域の住民の利便を考慮し、地域の住民に身近なところで相談を受け付け、センターにつなぐための窓口（ランチ）を設けることは可能であり、この場合、センターの運営費の一部を協力費としてランチに支出することは可能である。

① 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防ケアマネジメント業務は、二次予防事業対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者をいう。以下同じ。）が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものである（法第115条の45第1項第2号）。

業務の内容としては、二次予防事業対象者の把握に関する事業（法第115条の45第1項及び施行規則第140条の64）において、市町村が把握・選定した二次予防事業対象者についての介護予防ケアプランを必要に応じて作成し、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行うものである。

② 総合相談支援業務について

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである（法第115条の45第1項第3号）。

業務の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。

③ 権利擁護業務について

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである（法第115条の45第1項第4号）。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである（法第115条の45第1項第5号）。

業務の内容としては、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うものである。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。（法第115条の46第5項）このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。

法第5条第3項に掲げる地域における包括的な支援体制を推進するためには、このような地域包括支援ネットワークを通じて、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図る必要がある。そのための一つの手法として、「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」（以下「地域ケア会議」という。）を、センター（又は市町村）が主催し、設置・運営することが考えられる。

① 地域ケア会議の目的

ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、

(i) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援

(ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

(iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

② 地域ケア会議の機能

ア 個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント

トの実践力を高める機能

イ 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能

ウ 地域課題の発見

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

エ 地域づくり・資源開発

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能

オ 政策の形成

地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

なお、オについて市町村は、センターの提言を受け、日常生活圏域ニーズ調査結果等に基づき資源を開発し、次期介護保険事業計画に位置づける等の対応を図ることが望ましい。

② 地域ケア会議の主催者及び名称

上記②のオからウについては主にセンター主催による「地域ケア個別会議」、エ及びオについては検討内容によってセンターまたは市町村主催による「地域ケア推進会議」と称するなど、会議の目的・機能に応じて設定することが考えられる。

なお、各市町村において、すでに上記②の機能を有する会議を実施している場合、会議の名称変更を強いるものではない。

③ 地域ケア会議の構成員

会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整する。

なお、地域の実情に応じて上記②のオからウの場合は実務者、エ及びオの場合は地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルによる開催が考えられる。

④ 地域ケア会議の留意点

地域ケア会議は、個人で解決できない課題等を多職種で解決し、そのノウハウの蓄積や課題の共有によって、地域づくり・資源開発、政策形成等につなげ、さらにそれらの取組が個人の支援を充実させていくという一連のつながりで実施するとともに、特に始点となる個別ケースの支援内容の検討は極めて重要であるので、センター（又は市町村）が主体となって取組むことが求められる。

また、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①センター単位のネットワーク、②市町村単位のネットワーク、③市町村の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する必要がある。

特に、医療と介護の連携に基づく地域包括ケアの構築のためには、在宅医療の関係者との緊密な連携を図ることが望ましい。

なお、市町村は、要援護者の支援に必要な個人情報、個人情報の保護の観点にも十分留意しつつ、支援関係者間で共有する仕組みや運用について、センターと連携して構築することが望ましい。

(3)～(4) 省略

5～9 省略

『地域ケア会議』の5つの機能

個別ケースの検討

地域課題の検討

地域包括
ケアシステムの
実現による
地域住民の
安心・安全と
QOL向上

機能

具体的内容

規模・範囲・構造

個別課題
解決機能

ネットワーク
構築機能

地域課題
発見機能

地域づくり・
資源開発
機能

政策
形成
機能

←実務者レベル

代表者レベル→

- 地域包括支援ネットワークの構築
- 自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識
- 住民との情報共有
- 課題の優先度の判断
- 連携・協働の準備と調整

- 自立支援に資するケアマネジメントの支援
- 支援困難事例等に関する相談・助言
- ※自立支援に資するケアマネジメントとサービスの最適な手法を蓄積
- ※参加者の資質向上と関係職種連携促進
- サービス担当者会議の充実

- 潜在ニーズの顕在化
- ・サービス資源に関する課題
- ・ケア提供者の質に関する課題
- ・利用者、住民等の課題等
- 顕在ニーズ相互の関連づけ

- 有効な課題解決方法の確立と普遍化
- 関係機関の役割分担
- 社会資源の調整
- 新たな資源開発の検討、地域づくり

- 需要に見合ったサービスの基盤整備
- 事業化、施策化
- 介護保険事業計画等への位置づけ
- 国・都道府県への提案

自助・互助・共助・
公助を組み合わせた地域
ケア体制を整備

個別事例ごとに開催

日常生活圏ごとに開催

市町村・地域全体で開催

個別事例の課題解決を蓄積することにより、地域課題が明らかになり、普遍化に役立つ

市町村レベルの検討が円滑に進むよう、圏域内の課題を整理する

地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の現状を共有し、市町村レベルの対策を協議する

検討結果が個別支援にフィードバックされる

※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。

